

(1) 利用料金

(I) 札幌市通所型サービス

1. ご利用者の 要介護度	通所介護相当型			
	事業対象者 要支援1		要支援2	
2. 単位数	436 単位/回	1,798 単位/月	447 単位/回	3,621 単位/月
3. 利用回数	1 回	月4回以上	1 回	月8回以上
4. 利用回数(上限)	月3回	-	月7回	-
5. サービス提供体制強化加算(I)	88 単位/月		176 単位/月	
6. 介護職員処遇改善加算(I)	上記単位数の合計(2.+5.)×5.9%			
7. 介護職員等特定処遇改善 加算(I)	上記単位数の合計(2.+5.)×1.2%			
8. 介護職員等ベースアップ 支援等加算	上記単位数の合計(2.+5.)×1.1%			
9. 地域区分	上記の合計(2.+5.+6.+7.+8.)×10.14(小数点以下切り捨て)			
10. 合計金額(10割)	5,749 円	20,716 円	6,834 円	41,705 円
11. 自己負担額(1割負担の場合)	575 円	2,072 円	684 円	4,171 円
11. 自己負担額(2割負担の場合)	1,150 円	4,144 円	1,367 円	8,341 円
11. 自己負担額(3割負担の場合)	1,725 円	6,215 円	2,051 円	12,512 円

- ・「通所介護相当型サービス費」については、サービス提供時間「4時間以上」により計算しており、基本月額制となります。
- ・サービス提供時間が4時間未満の場合は「時間短縮型」の料金で計算します。
- ・「サービス提供体制強化加算Ⅰ」については、介護福祉士の資格保有者が一定割合満割合が満たされているため、サービス提供に対して加算がかかることになり、全ての契約者が対象となります。
- ・「介護職員処遇改善加算Ⅰ」については、職員の処遇改善を目的にして、平成27年4月から各種加算を加えた合計額(食事代金は除く)に5.9%相当の加算が加わります。  
札幌市内の通所介護事業所については、地域区分が「7級地」となり、1単位=10.14円として計算します。
- ・「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」については、職員の処遇改善を目的にして、令和1年10月から各種加算を加えた合計額(食事代金は除く)に1.2%相当の加算が加わります。
- ・「介護職員等ベースアップ支援等加算」については、職員の処遇改善を目的にして、令和4年10月から各種加算を加えた合計額(食事代金は除く)に1.1%相当の加算が加わります。
- ・住民税非課税世帯の契約者で、収入・財産等の要件に該当する契約者については、利用料金が減額となる場合があります。手続き等については、担当のケアマネジャーにご相談下さい。
- ・本料金表は、利用回数によっては端数処理のために、若干の違いがでる場合があります。

## (II) 通所介護費

1. ご利用者の 要介護度と サービス単位数	介護給付（日額+月額）				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	584 単位	689 単位	796 単位	901 単位	1008 単位
2. 入浴加算介助加算Ⅰ	40 単位				
3. 個別機能訓練加算（Ⅰ）	56 単位				
4. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位				
5. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	上記単位数の合計（1～4）×5.9%				
6. 介護職員等特定処遇改善 加算（Ⅰ）	上記単位数の合計（1～4）×1.2%				
7. 介護職員等ベースアップ 支援等加算	上記単位数の合計（1～4）×1.1%				
8. 地域区分	上記の合計（1.～7.）×10.14（小数点以下切り捨て）				
9. 合計金額（10割）	7,696 円	8,862 円	10,028 円	11,174 円	12,350 円
10. 自己負担額（1割負担の場合）	770 円	887 円	1,003 円	1,118 円	1,235 円
10. 自己負担額（2割負担の場合）	1,540 円	1,773 円	2,006 円	2,235 円	2,470 円
10. 自己負担額（3割負担の場合）	2,309 円	2,659 円	3,009 円	3,353 円	3,705 円

- ・「通所介護費」については、当事業所の定員（40名）から「通常規模型」での算定となり  
本料金表では、サービス提供時間「6時間以上7時間未満」により計算しています。
- ・「入浴介助加算Ⅰ」については、当施設では、入浴時に必ず職員を介助及び安全確認のために、  
脱衣室・浴室に配置しておりますので、入浴サービスをご利用になる全ての契約者が対象と  
なります（一般浴槽・特殊浴槽ともに同額となります）。
- ・「個別機能訓練加算Ⅰ」については、生活機能の維持・向上を図り、居宅において可能  
な限り自立した生活を続ける事を目的としています。個別または目標を持つ小集団で機  
能訓練指導員が直接行う事となっています。実施においては、契約者・ご家族等の同  
意をいただき、個別機能訓練計画に基づいて行った場合に算定されます。
- ・「サービス提供体制強化加算Ⅱ」については、介護福祉士の資格保有者が一定割合満割合  
満たされているため、サービス提供に対して加算がかかることになり、全ての契約者  
が対象となります。
- ・「介護職員処遇改善加算Ⅰ」については、職員の処遇改善を目的にして、平成27年4月から  
各種加算を加えた合計額（食事代金は除く）に5.9%相当の加算が加わります。  
札幌市内の通所介護事業所については、地域区分が「7級地」となり、1単位=10.14円とし  
て計算します。
- ・「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」については、職員の処遇改善を目的にして、令和1年10月から  
各種加算を加えた合計額（食事代金は除く）に1.2%相当の加算が加わります。
- ・「介護職員等ベースアップ支援等加算」については、職員の処遇改善を目的にして、令和4年10月から  
各種加算を加えた合計額（食事代金は除く）に1.1%相当の加算が加わります。
- ・住民税非課税世帯のご利用者様で、収入・財産等の要件に該当するご利用者様については、利用  
料金が減額となる場合があります。手続き等については、担当のケアマネジャーにご相談  
下さい。
- ・本料金表は、1回あたりの利用料金を表していますが、利用回数によっては端数処理のために、  
若干の違いがでる場合があります。

(Ⅲ) その他 (介護保険外費用)

- |                                      |    |            |
|--------------------------------------|----|------------|
| ① 昼食代                                | 1食 | 648円       |
| ② 紙おむつ代                              |    |            |
| イ パッドタイプ                             |    | 30円        |
| ロ テープタイプ                             |    | 110円       |
| ハ パンツタイプ                             |    | 140円       |
| ③ クラブ活動費                             | 実費 | 1回50円～500円 |
| 書道クラブ、レジン、紙創作クラブ、フラワーアレンジメント、さをり織り等  |    |            |
| ④ 通常の事業実施地域外への送迎に要する費用               |    |            |
| ・片道概ね10 <sup>キロ</sup> 未満             |    | 300円       |
| ・片道概ね10 <sup>キロ</sup> 以上             |    | 600円       |
| ⑤ コピー代                               | 実費 |            |
| ⑥ 延長料金 (ご家族の都合により1時間を超えてサービスを提供する場合) |    |            |
| 最初の1時間まで                             |    | 1,500円     |
| 以降30分毎に                              |    | 800円       |
- ※上記の他、外出レクリエーション活動等にかかる費用は自己負担となります。